

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項
に掲げる協議が調っていることの証明書

令和2年8月3日付け西東京市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は営業区域

西東京市コミュニティバス

路線名	運行事業者
第4北ルート	関東バス株式会社

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

西東京市コミュニティバス

路線名	運行系統
第4北ルート	田無駅～多摩六都科学館～花小金井駅
第4北ルート	花小金井駅～多摩六都科学館～田無駅
第4北ルート（迂回ルート）	花小金井駅～多摩六都科学館～田無駅

3 協議が調っている内容

- 第4北ルートの西原町4丁目（田無ファミリーランド）にいたる路線を休止する。

○休止区間

起 点：西東京市西原町四丁目2番地先

終 点：西東京市西原町四丁目2番地先

キロ程：0.05km

（休止期間：令和2年4月1日から同年9月30日まで）

- 休止に伴い、停留所『西原町4丁目（田無ファミリーランド）』は廃止する。
- 休止に伴い、花小金井駅発田無駅行きは迂回運行を実施する。

上記内容以外については、従前と変更なし。

令和2年8月3日

西東京市地域公共交通会議

会長 西東京市まちづくり部

部長 松本 貞雄